

令和
7年度

決算のお知らせ

保険料収入の増加により経常収支は黒字を維持

健康保険

基礎数値	
被保険者数	962人
平均標準報酬月額	461,245円
保険料率	9.0%
事業主	5.1%
被保険者	3.9%

経常外収入

2904万6千円

- 調整保険料収入 934万3千円
- 繰越金 1500万円 など

経常収入

6億3414万円

臨時的なものを除いた健保組合本来の収入

- 国庫負担金収入 12万7千円
- 雑収入 615万2千円 など

保険料収入

6億2769万円
(652,484円)

収入

6億6318万6千円

支出

6億916万9千円

経常収支差引額

3431万4千円

経常外支出

934万3千円

- 財政調整事業拠出金 934万3千円

経常支出

5億9982万6千円

臨時的なものを除いた健保組合本来の支出

その他経常支出

3019万4千円

- 事務費 2465万3千円
- 連合会費 29万円 など

保健事業費

1873万円

(19,470円)

[保険料収入の約3%に相当]

納付金

2億5830万1千円

(268,504円)

[保険料収入の約41%に相当]

前期高齢者納付金

9143万4千円

後期高齢者支援金

1億6686万7千円

など

保険給付費

2億9260万1千円

(304,159円)

[保険料収入の約47%に相当]

※ () は1人あたり額



介護保険

基礎数値

介護保険第2号被保険者数	753人
介護保険第2号被保険者たる被保険者数	532人
平均標準報酬月額	512,535円
保険料率	1.88%
事業主	0.94%
被保険者	0.94%

収入

科目	決算額
介護保険収入	8571万8千円
合計	8571万8千円

支出

科目	決算額
介護納付金	7809万円
合計	7809万円

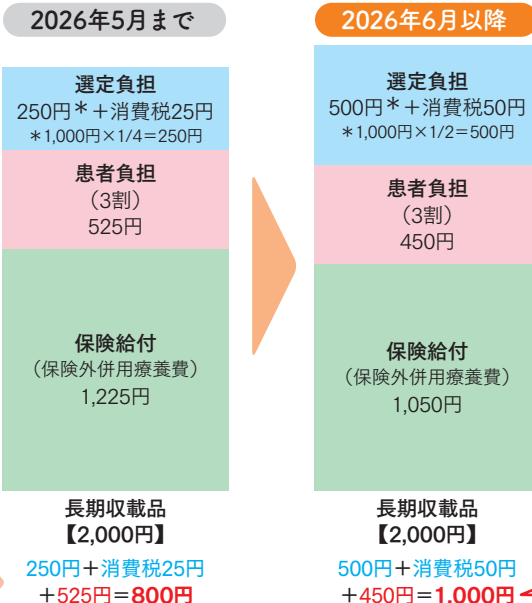
医療費が変わる！ 2026年改正のポイント

6月から 先発医薬品を選んだ場合の自己負担が増加

後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるにもかかわらず、患者が先発医薬品（長期収載品）を希望し処方してもらうと、自己負担が加算されます。これまではジェネリック医薬品との差額のうち「4分の1」が加算されていましたが、6月からは「2分の1」に引き上げられました。



3割負担の場合のイメージ
(ジェネリック医薬品1,000円、長期収載品2,000円の場合)



差額 1,000円

長期収載品の薬価から、該当するジェネリック医薬品のうち最も薬価が高いものの薬価を控除して(引いて)得た価格(価格差)に、「2分の1」を乗じて得た価格が選定負担となります。

注意

選定療養は保険外の療養となりますので、消費税(10%)が別途かかります。

200円の負担増

6月から 入院時の食費や光熱水費の負担引き上げ

食材費等の高騰を踏まえ、入院時の食費や光熱水費の負担が引き上げられました。

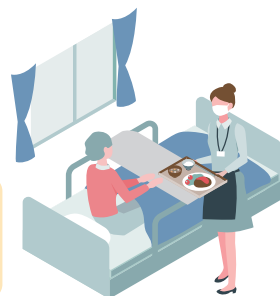
一般所得者の場合

[入院時の食事療養標準負担額]

1食510円 → **550円**

[65歳以上で療養病床 入院時の生活療養標準負担額]

- ・ 食費負担：1食510円 → **550円**
- ・ 居住費：1日370円 → **430円**



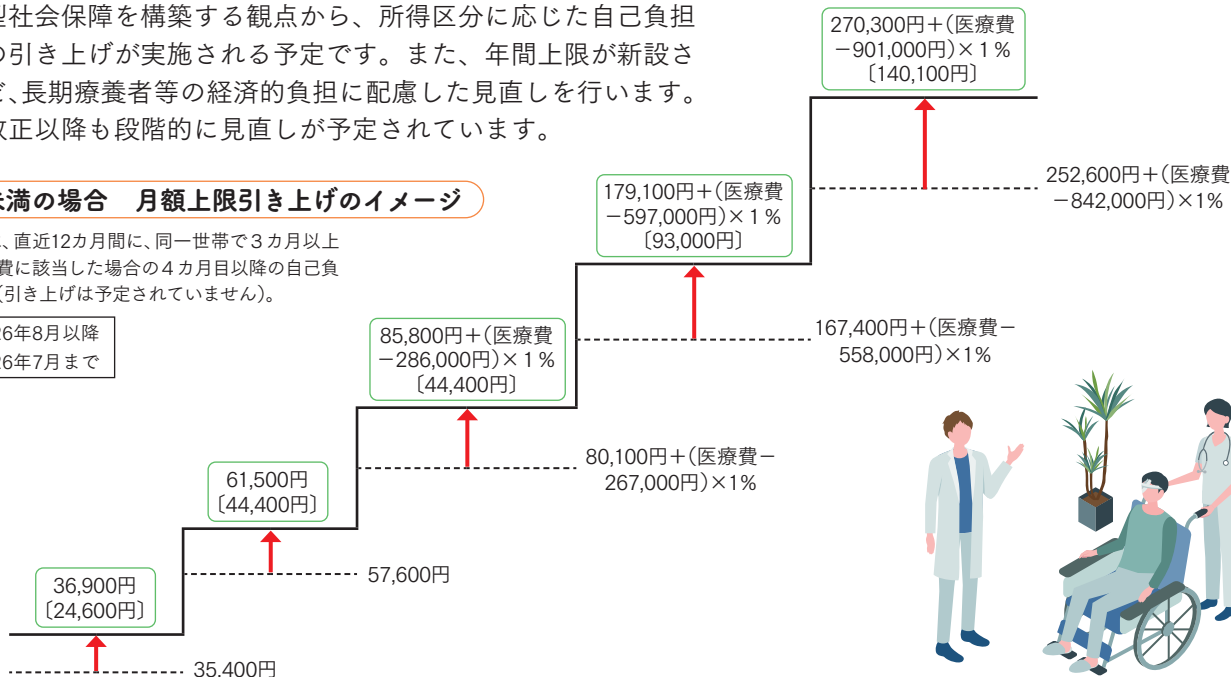
8月から 高額療養費の自己負担限度額の引き上げ、年間上限の新設

全世代型社会保障を構築する観点から、所得区分に応じた自己負担限度額の引き上げが実施される予定です。また、年間上限が新設されるなど、長期療養者等の経済的負担に配慮した見直しを行います。今回の改正以降も段階的に見直しが予定されています。

70歳未満の場合 月額上限引き上げのイメージ

※〔 〕内は、直近12カ月間に、同一世帯で3カ月以上高額療養費に該当した場合の4カ月目以降の自己負担限度額(引き上げは予定されていません)。

—— 2026年8月以降
---- 2026年7月まで



所得区分	低所得者 (住民税非課税)	標準報酬月額 28万円未満*	標準報酬月額 28万円以上53万円未満	標準報酬月額 53万円以上83万円未満	標準報酬月額 83万円以上
年間上限	290,000円 [24,200円]	530,000円 [44,200円]	530,000円 [44,200円]	1,110,000円 [92,500円]	1,680,000円 [140,000円]

新設

* 標準報酬月額が15万円以下に該当することが確認できた場合、年間上限41万円が適用され、2027年8月以降に償還払いされます。
※ 年間上限の〔 〕内は、月額平均額。